

## 新青森太陽光発電所建設事業に係る 環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見

- 1 多くの環境影響評価項目が、主として3～4年前の調査データで、当該結果の妥当性が不明であり、方法書を踏まえた現地調査がなされていない項目がある。  
環境影響評価書においてその項目を明らかにした上で、方法書に対する知事意見を適切に反映できない環境影響評価項目については追加の現地調査等を実施すること。
- 2 動植物の現地調査について、専門家にヒアリング及び現地視察を実施し、その結果に基づき適切に調査、予測及び評価と環境保全措置の検討を行ったとしているが、ヒアリング結果が示されておらず、その結果を踏まえた上で調査や残置森林の配置の検討が行われたのかも不明であるため、それらの結果を環境影響評価書に記載するとともに、その結果を踏まえた上で適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- 3 工事の実施における大気質（降下ばいじん）の評価について、評価基準にある道路環境影響評価の技術手法に示されている参考値を満足しているとあるが、降下ばいじんの予測結果が示されていないことから、予測結果を示した上で、適切に評価すること。
- 4 建設機械の稼働に伴う騒音について、尾根に盛土ユニット、沢に土砂掘削ユニットが配置されているが、逆の記載となっていることから、適切に修正した上で、改めて予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 5 水質について、方法書段階で対象事業実施区域の最も西側の仮沈砂池付近にあった調査地点がなくなっているが、当該地点付近ではスナヤツメ北方種が確認されていることから、当該仮沈砂池周辺に適切な調査地点を設定した上で、追加の調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 6 工事中の水質の予測・評価について、農業（水稻）用水基準を評価基準としているが、その予測結果が示されていないことから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 7 地下水（水質及び水位）について、対象事業実施区域周辺では自然由来の砒素による土壤汚染が確認されているため、工事や事業の実施に伴い、地下水への重大な影響が懸念されることから、工事中及び供用後における地下水（水質及び水位）を環境影響評価項目として選定し、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。

- 8 地下水（水質及び水位）の調査地点は、土地改変区域の東側に複数設置すること。また、供用後における当該項目に係るモニタリングの実施についても検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 9 供用後の水象について、対象事業実施区域から流出する雨水は全ての仮沈砂池（供用後は防災調整池）を通して流量の調節を行うため、下流の水路の水象に与える影響は極めて小さいとしているが、防災調整池の検討内容が不十分であり、事業の実施による水象への影響が懸念されることから、適切に防災調整池を設計した上で、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 10 土壌（土壌汚染）について、対象事業実施区域周辺では自然由来の砒素による土壌汚染が確認されているため、環境影響評価手続の段階で現況を把握しておく必要があることから、工事の実施に係る環境影響評価項目として当該項目を選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、土壌の調査結果を踏まえ、必要に応じて砒素及びその化合物に係る大気質（粉じん）、水質、水底の底質、副産物（残土）を環境影響評価項目に選定するとともに、土壌に影響を及ぼすおそれがある場合には、事後調査を実施すること。
- 11 対象事業実施区域の「水源の涵養機能の維持推進を図る森林施業を推進すべき森林」の指定区域と重なる区域のほとんどは、残置森林、造成森林、造成緑地（法面）とし、さらにパネル設置用地についても緑化する計画であることから、影響は少ないとしているが、森林伐採が及ぼす水源地保全の観点からの環境影響について、客観的かつ科学的な検討がなされていないことから、関係機関及び専門家から意見聴取し、その結果を踏まえた上で、当該指定区域への影響を回避又は低減するための措置を検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 12 陸生植物、陸生動物及び生態系の予測結果について、環境影響評価方法書に記述した予測の手法を踏まえていない事項があることから、青森県環境影響評価技術指針及び同マニュアルに基づいて客観的かつ科学的な予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。また、その結果、これらに影響を及ぼすと判断された場合には、適切な環境保全措置を講じること。
- 13 哺乳類について、方法書段階で改変区域内にあった調査地点が区域外に変更されているが、当該地点は改変区域の中心に位置する代表的な地点であり、改変区域内における哺乳類の生息状況を適切に把握することができず、当該区域に生息するヤマネやカモシカ等の重要な種への影響が過小評価されたおそれがあることから、追加の調査を行った上で、適切に予測及び評価を実施し、その結果を環境影響評価書に記載すること。

- 14 鳥類の調査手法については、目視や鳴き声による確認だけでは発見しにくい種を見落とすおそれがあることから、方法書段階で、ICレコーダーを用いた長期タイマー録音や、音声を用いたプレイバック法等を活用した追加調査について専門家から意見聴取し、検討するよう求めていたが、その結果が示されていないことから、環境影響評価書に検討結果を記載し、必要に応じて追加の調査を実施すること。
- 15 太陽光パネルからの反射光による鳥類や飛翔昆虫類への影響について、情報収集に努めるとし、光を吸収する従来品よりも大幅に反射光が削減される新型を採用することから、反射光による影響が少ないと判断しているが、類似事例や最新の知見等の整理・検討が不十分にもかかわらず、そのように判断するのは不適切であり、隣接する既存の太陽光発電事業との累積的な環境影響も示されていないことから、これらについて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 16 両生類、昆虫類、陸産貝類及び水生生物について、影響は極めて小さいと予測しているが、水質の地点1及び地点2では放流水の流量の増加が著しく、当該地点付近では両生類、昆虫類、陸産貝類及び水生生物の重要な種が確認されているため、これらの生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、放流先排水路の状況を確認し、適切に防災調整池を設計した上で、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 17 ハチクマ、サシバ及びクマタカへの影響について、対象事業実施区域周辺にはこれらの生息環境が広く存在し、地域全体としての変化は小さいとしているが、当該区域の西側の利用頻度は高く、繁殖活動を行っている可能性があることから、適切に予測及び評価を行った上で、これらへの影響を回避するための太陽光パネルの再配置を含む環境保全措置を検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 18 陸生動物の事後調査について、クマタカ及びサシバのみが事後調査の対象となっているが、哺乳類や両生類にも生息環境の一部が消失する重要な種があり、環境影響の予測結果や環境保全措置の効果に不確実性を伴うと考えられることから、哺乳類や両生類についても事後調査を実施すること。
- 19 生態系について、具体的な植栽計画等を踏まえて適切に予測及び評価を行ったとしているが、具体的な植栽計画等が示されていないことから、具体的な植栽計画等を明らかにした上で、適切に予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 20 累積的な環境影響が想定される景観について、調査結果及び予測結果に累積的な影響の有無が示されていないため、明らかにすること。また、太陽光パネルからの反射光による走行中の車両への影響が示されておらず、住居等への影響も含めて視認可能性を明らかにする必要があることから、季節による太陽の高度・方位や太陽光パネルの角度等を考慮した上で、可能な限り定量的な予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。

- 21 廃棄物の評価について、「青森県建設リサイクル推進指針」及び「第3次青森県循環型社会形成推進計画」で定められている計画や目標値等を評価基準としているが、これらの評価が示されていないため、その評価結果を環境影響評価書に記載すること。